

### 昭和期における友子制度の変質と解体(2) 日 立鉱山の友子資料「永代記録簿」にみる昭和 期の友子制度の実態(2)

MURAKUSHI, Nisaburo / 村串, 仁三郎

---

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / The Hosei University Economic Review

(巻 / Volume)

63

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

29

(発行年 / Year)

1995-09-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008612>

# 昭和期における友子制度の変質と解体 (二)

——日立鉱山の友子資料『永代記録簿』にみる昭和期の友子制度の実態(2)——

村 串 仁三郎

## 目 次

はじめに

一 日立鉱山における友子の歴史的概要

二 昭和前期の日立鉱山における友子組織の実態と衰退傾向(以上前号)

三 友子の活動の形骸化と一面化(以下本号)

(1) 取立制度の形骸化

(2) 鉱山内の共済活動、その比重低下

(3) 箱元交際の衰退

(4) 友子の自治・自立性の喪失

(5) 財政からみた友子の活動の変質

おわりに

### 三 友子の活動の形骸化と一面化

#### (1) 取立制度の形骸化

友子の活動で最も重要なものの一つは取立である。取立とは、取立式をへて鉱夫を親分鉱夫のもとにおき、徒弟制度のもとで採鉱技術を習得させ、さらに友子組織のルールを身につけさせる鉱夫の養成制度のことであった。しかしこの本来の技能養成としての取立制度は、すでに分析したように、労働市場の変化、経営者による労務管理能力の蓄積、大正末期からの鉱山合理化、特に採鉱の機械化による旧熟練型の手掘り採鉱の解体によって、また新熟練については鉱業所による教育の実施によって、実質的な意味を失ってきた。<sup>(1)</sup>

したがって昭和戦前・戦中期の日立鉱山における取立制度は、結論的にいえば、かつてのような徒弟制度による技能養成の機能を基本的に失っていたといわなければならない。この点について、『永代記録簿』は、必ずしも明確にしているわけではないが、時代の趨勢からその点は明らかであろう。ここでは、日立鉱山の鉱業所による技能養成について簡単に指摘し、友子がかもはや厳密な意味で技能養成機能を果たしていなかったことを明らかにしたい。

第一次世界大戦後、日本の鉱山業は大不況におそわれた。各鉱業所は、鉱山の合理化にとりくんだ。その中心は採鉱部門の手掘りを機械掘りに転換することであった。日立鉱山でのその過程は、詳しくはわかっていないが、今採鉱夫一人当りの年産粗鉱産出量から、機械掘り採鉱の生産性の向上をうかがい知ることができる。第8表のように採鉱夫（支柱夫を含み、運搬夫を含まない）の労働生産性は、大正六年には、五八一キロであったが、昭和一〇

第8表 日立鉱山の採鉱夫1人当りの年産粗鉱産出量  
(単位:トン)

	採 鉱 夫	坑 内 夫
大正6年	581.0	193.2
“ 9年	791.8	286.4
昭和10年	1,322.0	536.8
“ 15年	963.1	444.8
“ 19年	952.7	324.8

- 注 1. 採鉱夫は、採鉱夫に支柱夫を加えたもので、運搬夫は含んでいない。  
 2. 坑内夫は、運搬夫など含む坑内夫。  
 3. 資料は『日立鉱山史』。粗鉱産出量は426頁、採鉱夫数は204頁、428頁による。  
 4. 1人当りの年産粗鉱産出量の算出方法は、粗鉱産出量を採鉱夫又は坑内夫数で除した。

年には一三二キロに拡大した。これによって合理化と機械化の進展傾向が窺える。

しかし坑内の機械化は、昭和八年頃によく一般化したのであって、大正末期に一挙に機械化が進展したわけではない。したがって取立制度による技能養成機能も、一挙になくなったのではなかった。他方、新しい機械掘りにもなう技術の養成は、もはや友子の役割ではなく、鉱業所自らが行うことになった。鉱業所は、すでに明治四二年に日立鉱山夜学校を設立し、鉱夫の社内教育をてがけた。さらに大正八年には、日立鉱山夜学校を日立鉱山甲種夜学校と改称し、また同乙種夜学校を開校し、一般鉱夫の補修的な教育につとめた。昭和一三年には日立鉱山鉱業技術養成所を設立し企業内教育につとめた。<sup>(2)</sup>

例えば、元日立鉱山の鉱夫だった池田竹三郎老は、「アメリカで採鉱を学習してきた」会社側の「人」により教育をうけた「昭和七年の四月……さく岩夫の第一期養成」生であった、と指摘している。池田老は、もちろん友子に入っていたが、会社から直接に技能教育をうけたのである。<sup>(3)</sup> また池田老自身は、その後、さく岩夫の「中堅で、若手の指導員」として「若手の養成」にあたっていたと述べている。<sup>(4)</sup>

こうして手掘りの旧熟練は分解し、新しい技術は鉱業所の教育によって普及していった。したがって昭和期の友子が行う取立制度は、もはや従来の徒弟制度による鉱夫の熟練養成のためのものではなく、本来の機能の形骸化した徒弟制度であった。確かに取立式によって新入りの鉱夫は親分子分の関係を結ばされたが、取立は、基本的には友

子が自己の組織を維持していくために往う伝統的な友子加入の儀式であり、新会員の組織教育の場であり機会にすぎなくなった。

とはいえ、日立鉾山の友子制度は、同職組合の伝統を強く引き継いで幾許かの基幹的鉾夫の技能養成の役割を果たしていた側面についても無視できない。採鉾夫になるためには、それなりの技術を必要としたし、会社側は、採鉾夫が友子に入ることを奨励したし、鉾夫たちもそのためには友子に入ることの意義を認めていた。

元日立鉾山の鉾夫は、「坑内に入る場合はこれ（友子）に入っていないとえと、ムラカタ（村方）といわれ、……友子に入っていないと一段と低く見られるし、出世もできない、……坑夫にもなれないし、支柱夫にもなれないという仕組みになっていた」と指摘している。また大正一三年に取立てられた大貫武雄老は、「採用は会社の方でやっても、坑夫を必ず友子に入れて、その友子をつかさどっていたのが、この二号飯場と四号飯場じゃないかと思うんです」と指摘している。こうした証言は、友子がなお採鉾夫の熟練と密接に関係し、鉾業所も採鉾夫の友子加入を誘導していたことを示唆している。

さて資料の中で、取立制度がどのように運用されていたかをみておきたい。まず取立の回数と一回の取立て人数を見てみると、第9表に示したとおりである。

取立式は、毎年一回、ほぼ四月の初めに行われていた。そして取立人員は、昭和初年代は少なく、昭和四年には五五名で、昭和七年には二〇名だった（推計）。これは、昭和初年代の合理化の中で、鉾夫需要が減少し、新規鉾夫の採用が減ったためであろう。

他方、昭和九年から、取立人員は一挙に増え、その年には三三五名で、昭和一四年まではほぼ二〇〇名台の鉾夫が取立てられた。これは戦時体制への進展の中で、鉾夫需要が急増し、新規の鉾夫が新たに鉾山に多く雇われはじ

第9表 取立式、取立人員、世話人数及び慰労金

取立年月日	取立人数	世話人数	1人当り慰労金 + 記念品
昭和4年4月7日	52	12	円 銭 4.16
5年4月20日	?	18	?
6年4月5日	( 20 )	15	?
7年4月?日	?	8	?
8年4月2日	?	14	?
9年4月15日	235	22	4.54
10年4月7日	229	23	5.65
11年4月5日	206	21	?
12年4月4日	214	25	金一封 + 記念品 (4.00)
13年4月3日	207	?	?
14年4月2日	201	26	3.00 + 食卓一枚
15年4月7日	(124)	23	3.50 + 重箱
16年4月7日	133	24	3.00 + 記念品 (5.00)
17年4月5日	101	24	3.00 + 菓子箱
18年4月4日	75	21	? (8円慰労金 + 記念品)
19年5月22日	55	19	? + 感謝状

注 1. 取立人数のうち ( ) は推計によるもの。『永代記録簿』により作成。

めたためである。しかし昭和一五年からの戦時下には、日立鉱山の鉱夫数は増加しつづけたが(第2表参照)、取立人員は漸次減少して、昭和一九年には五五名にまで減少した。そうした傾向は、当然すでにみたように友子の組織率を低下させ、友子組織の急激な衰退を示すものであった。

なおここで注目すべきは、他の多くの鉱山では、昭和一五年の産業報国会の設立とともに、友子制度が消滅してしまつたのに、日立鉱山では敗戦間際まで存在し、少なくとも昭和一九年の五月二二日の「警戒警報」の最中に取立式を行つていたことである。なぜ日立鉱山では、友子制度がなくならなかつたかは、一つの大きな問題点である。<sup>(?)</sup>

次に取立年齢の問題についてふれておきたい。しかしこの点については、資料では何ら言及されていないのでよくわからない。しかし他の研究をみると、取立年齢は、すでに一般的に明らかにされているように、少数ながら幼児取立が認められていたこ

とが確認される。<sup>(8)</sup>資料では、昭和四年四月二八日の「大集会」で「学生」が交際費を「半額」にすることを決定している。年齢は不詳だが未就業の少年か、夜学の生徒たちが取立てられていたことを示唆している。こうした幼児取立は、取立が本来の熟練養成のための徒弟制度から遠ざかっていることを証明するものである。もっともこの幼児取立は、決して一般的な傾向だったのではなく、むしろ例外に属した。<sup>(9)</sup>

取立てられた鉦夫の職種については、資料は直接何も語っていない。しかしすでに指摘したように、採鉦夫を中心にして他の職種の鉦夫も取立てられていたようである。なおすでに指摘したように、昭和一六年と一七年の四月に行われた取立式では、それぞれ九名、五名の朝鮮人が取立てられたことを記していることが注目される。

取立式の準備についてみれば、毎年年末か新年の初めに「大集会」を開いて、あらかじめ取立希望者の数を見て、取立式を實行するか否かが決められた。実行が決まると、取立式を取り仕きる世話役と式の立会人が決められた。世話役の数は、第9表のとおり、だいたい一〇名〜二〇数名の間であった。彼等は、親分子分の縁組を取決めたり、取立免状の原本をつくったり、隣山への挨拶に行ったり、忙しく働いた。伝統的には、取立後一年〜三年の若い鉦夫が修行の一つとして、この世話役活動に参加した。

世話人には、慰労金の類が支給された。慰労金の額は年によりさまざまであったが、第9表のように、三〜四円であり、数円の記念品も支給された。こうした手当は、かつての友子の取立式には考えられないものであったが、組織が大きかったことと、友子の活動の自発性が欠如してきて、友子の活動に金銭的なインセンティブを与えることによって、活動の維持がはかられたことが察せられる。そうした傾向は、他の活動にも一般的にみられる。

取立式の立会人には、各種の鉦夫が選ばれたが、昭和九年四月二八日の記事によれば、樋分などにたいしては一五円の慰労金が支払われた。

第10表 取立式の経費

	収入	支出	差額
	円 銭	円 銭	円 銭
昭和4年	?	?	?
5	?	?	?
6	?	?	?
7	?	?	?
8	?	?	?
9	1,153.50	881.77	271.00
10	?	?	?
11	1,059.00	808.54	250.46
12	1,084.00	847.50	236.95
13	1,047.00	868.90	178.10
14	1,023.00	810.15	216.00
15	?	?	?
16	713.00	892.20	-179.20
17	?	?	?
18	443.00	752.19	-309.19
19	319.50	744.84	-435.34

注 『永代記録簿』から作成。

親分子分の縁組は、伝統的には、世話役によって秘密裏に決められ、異論は一切認められなかった。昭和期にはいるとこの点でも大きな変化が見て取れる。昭和一〇年四月一七日の役員会では、「本年度取立ニ際シ瀬尾辰吉ノ子分ヲ監物豊蔵ニ取結ビセシハ世話人ノ欠点」と指摘し、親分子分の決縁問題に問題が生じたことを示しているが、つづいて「爾来山中トシテ取立ニ際シ親子取結ビノ望ヲ許可セシニ本来ノ右ノ件大当番ニテ調査相当処置方ヲ

執ル事」と記し、親分子分の取決めに際して伝統に反して、当事者の希望を入れる慣行（望み親分と言う）が存在したことを証明している。<sup>10</sup> こうした事態も、取立制度の形骸化の現れであった。

次に取立式の費用について見ておきたい。取立式は、友子にとっては、神聖な加入式であると同時に、娯楽の乏しい鉾山では楽しい宴会であり、娯楽の一つでもあった。したがってその費用は、取立式の大きさ、華やかさを見る指標でもあった。

取立式の費用は、毎年取立式後の役附集会で決算報告がなされ、承認をうけている。第10表に示したように、取立式の費用は、昭和八年までは不明だが、昭和九年はやや多く、その後は、昭和一〇年代には、総収入が、約一〇〇〇円、支出が八〇〇円台

であり、相当の費用をかけて行われたことがわかる。昭和一〇年代の後半は、収入が急減しているが、支出はそれほど落ちていない。そのため昭和一〇年代後半からは、大幅な赤字が出ている。なお収入は取立人員に対応しているが、支出は、必ずしも取立人員に対応していない。それは、取立式の費用が、必ずしも取立人員に関係しなかったためであろう。

ちなみに取立式の支出八〇〇円は、友子の会費の月額収入の二倍に等しい。昭和一〇年当時の鉦夫の平均月額賃金(約四〇円)の二〇人分に相当する<sup>(1)</sup>。したがって取立式が、如何に大掛かりな事業だったかわかる。

この取立式の費用は、友子会計上は独立していた。収入は、ほぼ鉦夫一人一円に相当する額であるが、これは、一般に取立を希望する新会員が支払う参加費、世話人、その他の各種立会人からの祝儀などからなっていた。しかし残念ながらここでは、それらの具体的な額が不明である。実は、取立式の詳しい会計報告は、昭和一三年五月五日の「坑夫取立総決算」の記述に「詳細ハ別冊内訳簿ニ依ル」とあるように、別途の会計簿に記載されていたので、この『永代記録簿』にはない。

支出は、儀式の経費であり、酒肴代に加え、儀式に必要な諸経費であるが、詳細は不明である。収入と支出の差額が相当額計上されているが、それは、幾つかの使途が明記されている。たとえば昭和九年四月二八日の記述によれば、差額金から「免状作成費、世話人慰労金、新大工基本金等支払フ事トス」とあり、少なくとも赤字になるまでは、差額金は、それらの費用に当てられたことがわかる。

実際に、免状作成費はいくらだったかは全く不明であるが、例えば今手元に昭和一一年の日立鉦山の「聯合取立免状」を見ると、一〇四頁におよぶ活版刷の冊子であり、取立鉦夫たちに配られたわけで、二〇〇部近く印刷されることになる。一冊五〇銭としても一〇〇円はかかる。または、昭和九年四月二八日の記述例では、「世話人二十

二名ニ慰労金トシテ金壹百円ヲ呈ス」と記している。一人四円五四銭になる。世話人への慰労金は、その年によって少し違いはあるが、大方四、五円であった。また昭和一二年のように、現金でなく記念品(四円の食卓)の場合もあった。また昭和一四年のように慰労金三円と食卓一枚という場合もあった。

いずれにしる約四カ月にわたって取立式の準備をする世話人は、大変苦勞の多い役であったが、こうして慰労金または慰労品が支給された。本来はこうした世話人の活動は、友子の当然の活動義務として無償で行われたのであるが、友子の組織が大規模化し、また取立人の多人数化のために、仕事量が増え、また友子の活動への義務感が薄れるにしがって慰労金の額が大きくなってきたように思われる。

さらに新大工基本金というのは、新たに取立てられた鉦夫集団に、四〇円近く支払われるものである。総額は四〇円近くで、一人二〇銭ほどである。昔から友子に取立てられると交際金が支給されたが、それなのであろう。

以上のように、差額は、こうして取立免状作成費、世話人慰労金、新大工基本金などに支払われたのである。また差額の残高は、箱元会計に組み込まれたようである。昭和一一年四月五日の記述に一五円の不納金があったが、「不納金ハ集金ノ上箱元へ納入スル事ニス」とある。なお収入にたいして支出が過剰になった場合の赤字は、昭和一八年の記述では不足は「山中ニテ負担」とあり、友子の一般会計から負担していたようである。

新大工の組織教育についてふれたい。昔は取立制度は、徒弟制度であり、取立式で親分を指名されてから、その親分のもとで採鋳技術を教えてもらった。しかし採鋳が手掘りから機械掘りとなったがって、熟練の性格が変わり、親分子分の関係で採鋳技能を学ぶという方法はすたれ、鉦夫の技能教育は、鉦業所が直接行うようになった。

しかし友子の取立制度は、厳然として残っていた。資料を見ると、新大工(つまり取立てられて一年以内の

新前の鉦夫をそう呼んだ)の教育係りとして、一人から二人ほど「新大工指導員」を選んで、後輩の指導に当たっている。この指導員がどの様に選ばれたか定かではないが、昭和十五年七月二三日の集会では、「大老母ヨリ指名任選」とある。この一つの記述例だけで新大工指導員が老母役に選任されたとみるのは早計だが、新人の世話係りが特別に置かれていた点は注目したい。新大工指導員は、二〇〇人近い新鉦夫の仕事についての世話を行っていた可能性はあるが、人数的にみて十分な技術上の教育をほどこしたとは思われない。したがって友子組織についての教育の面が強かったのではないかと思われる。

以上のように、日立鉦山の取立制度は、基本的には本来の徒弟制度が形骸化し、伝統的な組織を拡大し、維持するための加入儀式であり、組織教育の場に変質してしまったと言わなければならない。

## 注

- (1) 友子制度の衰退と存立基盤の喪失については、前掲「足尾銅山における友子制度の変遷(下)」を参照されたい。
- (2) 日立鉦山の鉦夫の社内教育については、『鉦山と市民』、一一一—一六頁参照。
- (3) 同右、五一—四頁。
- (4) 同右、五一—五頁。
- (5) 同右、四八—三頁。
- (6) 同右、四八—二頁。

(7) 日立鉦山で戦時下にも友子制度が廃止されなかった理由は、日立鉦山の友子が長らく活発だったことがあげられようが、直接には鉦業所の労務政策が友子を肯定的に考えていたからであると思われる。その大きな理由は、鉦業所が、労働組合対策上、友子を反労働組合の堤防として好ましいと判断していたからではなからうか。大正八年の友愛会による争議の経験、さらに昭和八年の共産党系の全協による活動の経験から、日立鉦山の経営者は、友子を企業側の有力な従業員組

織として温存したのである。

例えば、昭和四年に日立鉱山に入って車夫(運搬夫)として働き、二年後に友子に入ったらしい木村弘老は、当時を振り返って「友子っていうのを会社では非常に奨励してね、……河合社長なんかは、取立式の時にわざわざ本山まで来たんですから、来賓として。それから所長、採鉱課長なども立会人として出るんですよ。」と述べている。『鉱山と市民』、五七—三三頁。

(8) 昭和一六年に日立鉱山の工作課に入った木村操老は、昭和三年に炭鉱夫の父の意思で、「七歳の時に交際坑夫に入りました」と語っている。その時五〇組の取立が行われたが、二組の子供の取立があったという。『鉱山と市民』、五八—五頁。

(9) 幼児取立については、拙著『日本の伝統的労資関係』、三二—六—八頁を参照。

(10) 前掲『鉱山と市民』、四八—三頁。

(11) 鉱夫の月額賃金は、鉱夫の一日の平均賃金一・七円(『日立鉱山史』、三四—二頁)に月稼働二四日を掛けたもの。

## (2) 鉱山内の共済活動、その比重低下

友子にとって共済活動は、法的な鉱夫扶助規定のなかった明治前期、扶助規定があっても十分普及していなかった明治後期には、決定的に重要な活動であった。しかし鉱夫の扶助が、次第に法的に普及し、かつ鉱業所による共済組合の普及によって、友子の共済制度は、相対的にその重要度が低下してきた。特に大正期には、友子の共済活動は、傷病率の増加する中で、負担増におちり大きな限界にぶつかり、特に共済活動の中で特異な存在であった奉願帳制度が大きく後退した。<sup>(1)</sup>

昭和期の日立鉱山の友子の共済活動は、詳細な点については不明だが、基本的には、大正期の制度を維持していたが、共済活動の実質的な重みを失い、また多分に形骸化の傾向を強めていたと指摘しなければならぬ。日立鉱山の友子の共済制度は、中心的なものとして「特別救済」があり、それに次ぐものは傷病にたいする「見舞金」の

支給であった。その他、死亡者やその家族にたいする香典の支給があり、また出産、出征者などへの祝儀などの給付があった。また退山者への餞別も共済活動の一つだった。

まず「特別救済」制度について見ることにしよう。この「特別救済」制度は、友子の会員の中で、病気や怪我で労働能力を失い、かつ回復の見込みのない鉱夫に与えられる高額の労働災害手当であり、事実上の退職手当であった。もともと友子には、奉願帳制度というのがあったが、これは、同じく病気や怪我で労働能力を失った鉱夫に与えられ、付与を認めた友子組織が、十数円の救済金を与え、奉願帳を作成してその鉱夫に渡し、その鉱夫は、それをもって全国の鉱山の友子組織を尋ねては寄付を仰ぎ、余生をおくる制度であった。<sup>2)</sup>

この奉願帳制度は、大正九年の大恐慌の後、衰退し、多くの鉱山の友子がこの制度をやめてしまった。日立鉱山の友子が、いつごろからこの奉願帳制度をやめたかはっきりしない。しかし日立鉱山の支山であり、友子組織も密接な関係にあった諏訪鉱山の友子資料『永代記録簿』を見ると、大正九年までは諏訪鉱山で奉願帳を調製していることを示す記録があったが、<sup>3)</sup>その後の大正一〇年から昭和四年までには、奉願帳についての記述が全くなくなってしまう。ここから大正九年末を最後に、日立鉱山の友子も、奉願帳制度を廃止したのではないかと推測される。

昭和六年一月二四日の集会で、同盟関係にあった高取鉱山から「奉願帳調製方ヲ書留ニテ願出」があったが、日立鉱山の友子は、ただちに「当鉱山山中規定ニ基キ特別救助願ヲ申出為ス様当山中ヨリ返信ス」と決めた。これは、日立鉱山の友子がすでに奉願帳制度を廃止したことを証明している。

日立鉱山の友子は、その代わりに「特別救済」制度をつくり、日立鉱山の鉱夫に限り、かつて奉願帳によって救済した労働能力喪失者を救済したのである。「特別救済」制度は、「奉願帳」制度ではなかったため、当然他の鉱山の友子に寄付をもとめることができない日立鉱山内だけの制度であった。奉願帳制度は、一鉱山を越えて全国共通

の制度であり、全国的な労働市場を背景に、友子の横断的な性格をもっていた。しかし奉願帳制度を廃止し、単にそれに代わる企業内の救済制度をつくることは、友子のもっていたそうした広がりを見失わせ、伝統的な友子の横断的な救済制度の性格を企業内に閉じ込め、形骸化させるものである。

さてこの特別救済制度とは、奉願帳制度と同じように、労働能力を失うような病気や怪我をした鉱夫がでた場合、彼の親分子分や兄弟分の関係者が、友子役の役員会に医者<sup>の</sup>診断書付きで「特別救済願」を申請し、役附集会にかけられて諾否が決められた。救済金額には、それを付与された鉱夫は、鉱山を退山していった。

なお昭和五年五月一七日の記述には、次のような指摘がある。「従来公傷及病氣ニテ退山ノ場合其本人ノ生活態ニ依リテハ医師ノ診断書ヲ附シ救助出願セシ共一切却下セシドモ友子トシテ其処置ニ不徳、生活困難ナラザル傷病者ト雖モ診断書ヲ附シ退山届ヲ提出セシ場合ニハ丙ノ範圍内ニテ救助トセズ特別見舞トシテ贈与スル事トス(但シ全部全治ノ見込無ク将来労働ニ不堪ザル者)」。

これは、従来「救済金」が、生活困難な労働不能者に与えられてきたが、以後、生活困難でなくとも労働ができなくなった傷病者であれば、「特別見舞」という形で見舞い金を支給しようとしたことを意味している。ちなみにこの日そうした見舞金三六円と記念品代一〇円が老母役の大石栄次郎に支払われた。

特別救済金の支給実績は、第11表に示したとおり、まず救済金額は、甲、乙、丙の三段階にわかれ、さらにそれぞれが一等から三等にわかれていた。最高は一四〇円で、最低は二六円であった。支給は昭和四年から一九年の一五年間で三八人であった。年平均二人であった。特別救済される鉱夫は、ほぼ年に二人くらいの割合であった。千人規模の友子組織としては、かつての奉願帳の調製の頻度に近い<sup>4</sup>。

支給された額は、甲の三等一二〇円と乙の二等の八八円、丙の三等三六円が目立つ。これは、先の鉱夫の平均月

第11表 特別救済金の支給状況

年 月	氏 名	年齢 (歳)	支給額 (円)	病 名	注 記
昭和4年5月	中島秀松	33	58		「身持不良」で78円 から格下げ
4年9月	福田好一	28	88	脊髄髄毒	
5年2月	大信田佐一郎	25	78	肺結核	老母役 熱海工事
5年4月	水戸部広治	32	78	〃	
5年5月	大石栄次郎		46		
5年6月	岸 善一		36	肺結核	
6年1月	大森三太		78		老母役協議で56円 から格上げ
〃	山口長太郎		56		
6年2月	菊川 雄		75		
6年3月	赤沢末吉		36		死亡のため遺族に支払う
〃	小林小次郎		36		
7年3月	梶山徳太郎		98		
7年9月	藤本蔵市		120		
〃	古和口和男		80		
8年1月	豊田卯吉		88		
〃	結城象治		120		
8年4月	佐々木重次		78		
8年5月	小松浅吉		88		
9年3月	野上 学	39	36	脳髄毒	
9年7月	和仁喜平		130	肺浸潤	
9年8月	小森 亀	38	120		
10年2月	遠藤 勝	25	88	精神病	+ 40円の寄附
10年5月	石井 実	31	86		
10年6月	鈴木 典	30	120		
10年11月	佐藤吉之助	24	98		
11年7月	及川市太郎	50	?	気管支喘息	+ 17円見舞金
11年10月	田村石松	29	88	肺結核	
12年2月	吉田卯吉	55	130	喘息	
12年5月	岩谷久雄	32	120	両足膝下挫折	
13年8月	田中悟郎	28	88		
13年12月	笹島文治	37	130		
14年6月	高取石蔵	48	120		
15年5月	X氏	31	120	脊髄カリエス	
15年10月	佐々木末吉	39	140		
18年11月	富樫友子	46	120		
19年6月	森 儀蔵	41	120		

注 平均年齢は36.3歳。『永代記録簿』から作成。

第12表 特別救済金の等級別受給者

	支給額	昭和4-18年の受給者数
甲一等	140	1
一等	130	2
三等	120	8
四等	110	
乙一等	98	2
二等	88	8
三等	78	4
四等	68	
丙一等	56	3
二等	46	1
三等	36	7
四等	26	
不 明		2
合 計		38人

『永代記録簿』より作成。

改定昭和11年10月20日より四等制を導入する。

額賃金四〇円と比較すると、それぞれ三カ月分、二カ月分強、一カ月分弱に相当する。こうした自主的な共済活動は、今なお注目すべきものであった。

そうした救済金額は、例えば一〇年には年間約四〇〇〇円に達し、その年の年会費収入四五三六円の八・六パーセントであった。その負担率はそれほど高くはない。しかし趨勢としては、救済金受給者の数は、昭和一〇年代からやや低下きみである。

受給者の平均年齢をみると、三六・三歳で比較的若い鉦夫の受給が目立つ。年齢のわかっている受給者は二一名にすぎないが、そのうち二〇歳代、三〇歳代は、それぞれ六名で全体の半分をしめていた。五〇歳代は二名にすぎない。

受給対象となった病気は、病名のわかっているのは、十一ケースしかないが、肺結核など呼吸器系の疾患が七件で一番多く、外傷による疾患と思われるものは三件であった。

いずれにしろ戦前に十分な労働災害の保障制度が存在しない段階に、友子がこうした労働災害に際して自主的な救済活動をつづけていたことは、友子の存在が依然として伝統的な採鉦夫にとって有意義だったことがわかる。

友子の共済活動は、この特別救済金にかぎらない。伝

統的に一般の傷病にたいする見舞金の給付があった。しかしこの点については、『永代記録簿』は、あまり記述していない。一般の傷病見舞いは、友子の規約にしたがって支給されていたであろう。

ただ規約の改正からんで傷病手当について、若干の指摘が見られる。昭和四年四月二八日の記述に、「見舞金ハ一日十銭トナシ（六カ月迄）六カ月以後三カ月ハ金二十銭トナシ通算九カ月以後ナシ」とある。これの傷病手当では、不熟練鉱夫（雑夫）の賃金でさえ六六銭のころ、一日一〇銭から二〇銭では、単独では小額だったが、企業の共済手当とともに一定の重みをもったと思われる。

また昭和四年二月二〇日の記述に、規約改正問題として「従来傷病者ノ見舞金ハ発病ノ日ヨリ五日間切捨、見舞金贈呈セザリシガ、大集会ノ決議ニヨリ発病ノ日ヨリ贈呈スル事トス但シ実施ハ五年一月一日ヨリトス」とある。例えば、昭和一〇年八月五日、六黒目鉱山の瀬尾辰吉に「三円五十銭病氣見舞三十五日分」支払われたとの記事がある。また一九年一〇月の会計簿には、病氣見舞金の支出が六六円、一六件計上されており、一件につき四円一二銭であった。一日一〇銭の計算だと、延べ六六〇日分に相当するし、一件当り、四一日分に相当する。以上のように一般の傷病手当では、依然として行われていたことがわかる。

この他、共済活動には、慶弔金の支給があった。出産祝い、昭和一〇年八月五日の記事には一円が計上されている。また昭和一九年一〇月の友子会計でも一円が計上され、五人に支給されている。また昭和二年九月二〇日の役員会では、出征軍人家族への祝儀、慰問金が二円と決定された。昭和一九年一〇月の友子会計では、入営祝儀金が一円、応召軍人餞別及家族慰問金として一人三円が計上されている。

香典は、身分によって差があったと思われるが、昭和二年九月二五日の記事では、「特別香典」として五円が支給されている。また翌年の一月二〇日の集会では、戦死者に規定香典のほか「花輪代五円」が、また当山で葬式

第13表 温交会の共済規定

	支給額	友子
1. 会員死亡	50円	5円
2. 会員の死亡 12歳以上	15円	
12歳未満	10円	
3. 会員廃疾不具化	75円以内	第2表
4. 傷病による休業		
10日以上の場合 11日目から		
本人 1日付	40銭	10~20銭
家族 "	10銭	
5. 会員結婚	50円	不明
6. 会員産褥に在る時	10円	
7. 会員不時・災厄家財亡失	30円	
8. 会員の退職入営	10円	
9. 会員在職3年以下1年職	3円	
10年まで +	2円	
11年以上 +	3円	
10. 1カ月以上の公傷者	5円	
11. 10項の外其情状で一時限	30円	
12. 共済金の支給は90日限度とす		
13. 総会規定は1日つき80銭を限度とす。但し本賃金の8割を超えない		
14. 1週間治療を受けないものは共済停止		

『日立鉾山温交会共済部規定』(大正9年)の規定による。

を行う場合は、二円の花代を支給することを決定した。一九年一〇月の会計簿では、一六六円、一八件の香典支出があり、一件当り九円二三銭であった。

その他、特別な災害などに見舞い金が支給された。昭和五年一月二十九日に熱海の隧道工事の友子に、金額は不明だが震災見舞を送っている。また昭和一〇年一月二〇日の大集会では、「震災見舞ヲ新二規約ニ設ケ交際人一名ニ付金一円也ヲ見舞」ことを決定している。

以上のように、主に鉾山内の友子の共済活動をみてきたが、ここでこれらの共済の内容を、鉾業所の主催した温交会の共済内容と比較してみたい。第13表に示したように、大正九年に日立鉾山の全従業員参加で組織された温交会の共済規定は、明らかに友子の共済水準よりかなり

高いことがわかる。例えば、死亡については、温交会は、五〇円の支給であるが、友子では五円の香典にすぎない。傷病による休業では、温交会が本人の場合一日四〇銭であるのに、友子は一〇銭から二〇銭である。結婚の祝儀も、温交会は、五〇円支給しているが、友子は不明であり、また出産に、温交会が一〇円であるのたいし友子は一円にしかすぎない。入営についても一〇円にたいして一円である。このように温交会の共済内容のほうが水準が高い。例外は廃疾不具化にたいする支給額で、友子は最大一四〇円であり、実績もある。温交会は、上限が七五円となっている。

以上のように友子の共済活動は、奉願帳制度の廃止にみられるように、友子の共済制度の変質に加え、支給金額の面でも相当にその水準が低下し、全体として鉢夫の共済活動の中でその意義を低めていることがわかる。友子は共済活動の面でも衰退してきていると指摘できる。ただ次に分析するように、友子の共済活動として他に類をみない仏参制度は、友子の共済活動として、友子の存在価値を維持するうえで大きな意味をもったと指摘したい。

仏参制度とは、もともとは渡り友子の慣習で、親分が死んだ場合、その子分が、親分の墓を建立し死者を弔うという制度であった。渡り友子は、親分が死亡すると一年以内に、墓を建立しそれを証明する仏参証明をえなければならぬ<sup>5)</sup>。しかしこうした慣行は、自友子の中にも普及し、しかも渡り友子と自友子が組織を合同して運営するようになってから、仏参制度は友子一般の制度になってきたように思われる。

日立鉢山でも、早くから両友子が連合していたので、この仏参制度は、広く普及した。仏参には、もともと個人によって行われていたが、大正の末期から共同の仏参の形式が加わった。日立鉢山では、大正一〇年から共同仏参が行うようになった。

昭和四年八月一八日に、日立鉢山の友子は、宮田の大雄院において役員一〇名が参加して共同墓参が行われた。

参加者は、元老の古田亀八郎の最高指導者の外、大当番四名、協議員三名、当番頭二名であった。これからわかるように、墓参会が友子組織全体によって行われたことがわかる。

その際に、役員は、石塔を調べ、墓の設立年次、物故者の氏名、建立者の氏名を『永代記録簿』に列記している。この記録によれば、大正七年までに建立された一五体の墓は、個々の子分や兄弟分たちによって建立されている。大正一〇年からは、「共同仏参」が行われた。「大正十年十一月十五日建立共同仏参」された三名は、「仏参人」は古田亀八郎をはじめ二六名であった。大正一四年四月一九日には一〇名が「共同仏参」され、一六名が仏参人となっている。

こうして大正一〇年以後、度々「共同仏参」が行われるようになり、おそらく個人個人で行う仏参制度は廃止されたように推測される。

昭和四年以後に共同仏参は、昭和六年八月一六日、昭和九年八月二四日、昭和一三年九月一八日、昭和一五年七月一〇日の五回ほど行われていた。

たとえば、記録に残っている昭和二三年と二五年の共同仏参について詳しくみると、まず前者は、一二名の故人を三三名の仏参人が参加した。そして友子役員の立会は、総見老母古田亀八郎を先頭に、六名の老母役、頭役豊田辰次郎、箱元、大当番四名、協議員三名、当番頭四名であった。経費は、二六七円一五銭であった。その内、友子組織からの補助金が九〇円六銭支給された。仏参人は、あらかじめ数円の費用を積み立てておく慣行があった。<sup>(6)</sup> 仏参人一人当りの費用は、七円五八銭であった。

後者の例は、物故者は一四名、仏参人は一六名。経費は三七五円三九銭で、山中補助金が八〇円であった。従って仏参人一人当りの費用は、一七円三八銭であった。

以上のように、友子の仏参制度は、友子の独自の慣行として、共同仏参とやや伝統的な形式からはずれているとはいえ、依然として維持されていたことがわかる。この仏参制度は、死者を弔うという人間古来の方法を、家族という枠をこえて、鉱夫の職業集団として行っていることにその独自性がある。こうした共同体としての友子の機能が、友子の本質的な基盤が失われても、なお人間と人間を結びつける大きな絆として友子を残存させている一つの要因となっているように思われる。

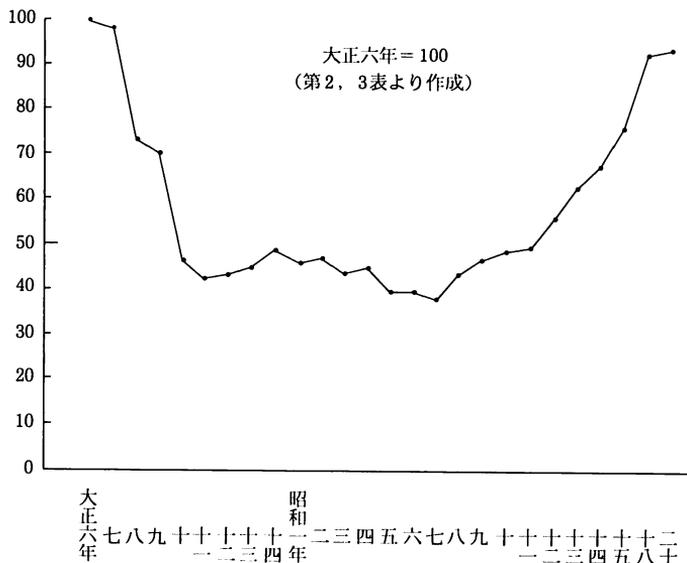
#### 注

- (1) この点については、拙稿「鉱夫の自主的労災救済制度の一考察」、『経済志林』第五八巻第一・二合併号参照。
- (2) 詳しくは、前掲拙稿を参照。
- (3) 諏訪鉱山『永代記録簿』、日立市郷土博物館蔵。大正九年十二月五日の記事を参照。日立鉱山で奉願帳が発行されていることがわかる。
- (4) 前掲拙稿参照。
- (5) 拙著『日本の伝統的労資関係』、一六七―一九頁を参照。
- (6) 仏参費用の積み立てについては、昭和一〇年三月一六日の記事に仏参費用として二名が金五円を納入したとある。その他金額の指摘はないが、仏参費用の払い込みについては、昭和二年二月三日、一四年二月三日、一五年三月一日、その多数の記事に指摘されている。

### (3) 箱元交際の衰退

友子活動の中で箱元交際というのは、友子の対外的な活動を示し、昭和期の友子の横の広がりを見るのに格好の活動である。しかし昭和期の友子は、箱元交際を著しく後退させてしまったと言わなければならない。その理由

第2図 日立鉱山従業員数の変動指数



は、昭和期の労働市場の構造変化にある。友子の箱元交際は、鉱夫の激しい移動を前提にしていた。鉱夫の移動に際して、各鉱山の友子は、職を求めて友子交際所を訪れてくる浪人鉱夫に、一宿一飯を供与し、交際金を与え、退山するときには餞別を支給した。

しかし大正九年の大恐慌以後、鉱夫の需要は激減し、過剰となった鉱夫が大量に解雇され、あるいは進んで鉱山を後にした。その後、鉱夫移動はほとんど停滞し、既存の鉱夫も雇用機会をもとめて移動することがなくなり、鉱夫の同一鉱山での勤続が長期化していった。第2図は、日立鉱山の従業員数の減少を示したものである。

かくしてかつて友子の活動の中で大きな比重を占めた、浪人鉱夫への世話活動は、停滞し、少なくなっていくたのである。特に昭和期に入って奉願帳制度が衰退していったために、奉願帳もち鉱夫の移動がなくなってしまう。

昭和四年から二〇年までの日立鉱山の友子資料は、浪人鉱夫について、また奉願帳鉱夫について全く言及して

いない。

他の地域では、昭和期に入っても奉願帳もち鉦夫についての記述を発見することがあるが、一般的には奉願帳制度は、その調製も奉願帳もち鉦夫の移動も全く衰退していったと言わなければならない。

箱元交際の一つである客人交際は、各鉦山の友子間の使者や代表の行き交いに行われるもので、隣山に友子組織が存在するかぎり、なくならない関係である。例えば、昭和一四年八月一七日の集会では、客人附合金を四〇銭から五〇銭に改めたと記している。

箱元交際の積極的な面でわたくしが注目したいのは、近隣鉦山間の友子の同盟関係についてである。この点はずでに組織問題のところで論じたことであるが、日立鉦山の友子は、日立鉦山の支山でもあった諏訪鉦山の友子と密接な関係をもっていた。諏訪鉦山の友子資料によれば、大正一〇年三月に休山したため友子組織は閉鎖されたが、その後翌年の二月に鉦山が再開されてから、四月に日立鉦山の友子と「山中交際同盟」という関係を結んだ。この関係は、諏訪鉦山の友子が日立鉦山の「第四区」となり、支部的な存在であった。しかし取立式は独自に行い、箱元も置き、大当番や当番など独自にもっていたが、救済などは共同で行うことになった。しかし昭和三年四月には、「協議ノ上日立、諏訪両友子交際ヲ合併スル事」になり、全く支部となった。

また注目すべきは、丹那トンネルの熱海の工事場に、十数名からなる友子が組織されていて、昭和四年から工事が終了して解散する昭和九年二月一八日まで、この工事場友子は、日立鉦山の友子と同盟交際関係にあった。

このように友子制度が全般的に、また箱元交際が衰退しているなかで、なお友子組織の横の関係を維持している点として、友子の生命力の一端を示していると評価したい。

## (4) 友子の自治・自立性の喪失

日立鉱山の友子の特徴の一つは、昭和期に入ってもなお形式的には組織運営が自立的であり、自治的であったことである。少なくとも多くの鉱山でみられたように、友子組織が、従業員組織の中に組み入れられるようなことはなかった。

大正九年二月に日立鉱山の鉱業所は、労働組合に対抗して従業員組織の温交会を組織したが、その際に友子はそのままにし、足尾銅山や別子銅山のように従業員組織に友子を統合しなかった。日立鉱山の友子組織は、例えば鉱業所の公式の鉱山案内書や報告書に、従業員団体の類として扱われることがなかった。<sup>(1)</sup> その限りであれば、日立鉱山の友子は、もともと直接的には、鉱業所と鉱夫の雇用関係の外に存在していた組織であったが、そうした関係は、昭和期に入っても維持されたと言わなければならない。

従って日立鉱山の友子は、少なくとも形の上では自治的な組織であり、自立的な存在であったといえる。組織の運営は、伝統的な方法にしたがって、一応形式的には民主的、自治的に運営されていた。取立式や共済活動は友子によって自立的に行われていたのである。この点は、足尾銅山や別子銅山の従業員組織の中に包含されてしまった友子が、基本的に鉱業所の労務管理組織の末端となり、組織運営が鉱業所の係員によって支配されていたのと随分異なっていることがわかる。

とはいえずでに指摘したように、日立鉱山の友子は、形式的に民主的で自立的であっても、実質的には鉱業所に大きく従属していたのは明らかであった。

そのための大きな根拠は、友子の有力な指導者が、第一に鉱業所の鉱夫取締りの管理職であり、第二に友子の有

力者であった老母役集団が、鉱業所の意向をくむ集団であったということである。

鉱夫を統括的に管理する役割に「頭役」とか「職頭」とかがあった。元来は飯場制度のもとで鉱夫を直接雇用し管理監督する中間管理職名であった。飯場制度の廃止されない大正期には、もともとは飯場頭であった古田亀八郎、豊田辰次郎は、飯場制度廃止後も頭役として残り、坑夫の雇用、労務管理全般の支配を任されてきた。例えば昭和六年四月五日に行われた取立式には、古田と豊田は、「頭役立会」として名を連ねている。彼らは、鉱業所の中級管理職であり、鉱夫を統括し支配していたのである。

必ずしも管理職ではない老母集団が、友子組織の中で支配的な役割を果たしていたことについては、主に役員選挙のやり方について指摘したとおりである。

こうして友子組織の中で大きな権限をもち、また強い影響力をもっていた友子の長老たちが、鉱業所と密接な関係をもつことによって、鉱業所の友子への影響力を発揮したことは明らかである。

例えば、友子の鉱業所への従属を象徴している事例を示しておこう。昭和八年五月二〇日の記録には、「鈴木所長見送りヲ役附全部スル事ヲ老母ヨリ言渡サル全員送ル」とある。これは、鈴木所長が転任していく際に友子役員全員が見送ったのである。命令をだした老母が誰であるか記していないが、ほぼ古田亀八郎であることはまちがいない。

以上のように、日立鉱山の友子は、直接的には『記録簿』は指摘していないが、鉱業所へ従属することによって、大正八年の争議に際して示した友子の労働組合への防波堤としての役割、また伝統的な職業集団の団結力、自治能力を企業の労務管理のために利用されてきたのである。

なお形態化を強めたとはいえ、依然として友子の規律を自主的に維持している二、三の例を指摘しておきたい。

昭和四年八月二五日の記録に、中島秀松(三三歳)は、特別救助として七八円(乙三等)を給与されることになつてはいたが、「身持不良ナル点アリシ依リ一等ヲ減ジ乙二等金五十八円也ト救助ヲ改ム」とある。これは、友子が一定の規律をもとに特別救助を支払っていることがわかる。

また昭和十一年二月二二日の記録には、大塚健治は、「親分ノ妻ト姦通セシ事判然セシ共親分ノ妻ニモ不行爲ノ点多々アル事調査ノ上明細ナリシ故本来ナラバ友子ヲ除名スベキモノナレ共世話人一同ヨリノ嘆願モ有リタルニ依リ其レニ免ジ五ヶ年間役附停止ト決ス」とある。これなども、友子内部の不義を厳しく禁じた友子の内部規律がなお維持されていることに注目したい。

昭和十三年一月六日の記録は、秋田県阿仁鉾山からの「不人状」を記し、阿仁鉾山の三名の友子鉾夫が「交際金及不幸米等ヲ三年之不納」したので、「山中友子一同大集会」にて「落職処分」(除名)した旨を伝えている。こうした友子の規律違反の除名処分が、まだ厳然として行われていたことに注目したい。

また前年二月一八日の記録には、福田巳之松(昭和元年出生)は、「七年間隠潜」していたのだが、「道分け金トシテ七ヶ月分ノ交際金ヲ納付」することによって友子に復帰することを役附会議で決定したとある。除名処分を取り消すことを「道明」としたが、除名者の改心状況をみて時々処分解除がなされた。

このように、相変わらず友子は、形骸化されたとはいえ、一定の規律をもって運営されていたことがわかる。

#### 注

(1) 前掲『日立鉾山史』など参照。

## (5) 財政からみた友子の活動の変質

最後に友子の財政の面から友子の活動をみておきたい。もっとも友子の財政については、昭和一九年の一例しかわかっていないが、それでも昭和友子の活動の一端がかいまみられる。

第14表は、日立鉱山の友子収支表であるが、すでに指摘したように、会費は月四〇銭であり、九月の会費徴収(交際金)は三六二円六〇銭だから、友子会員数は九〇七名である。これに無所属会員が二六名いた。

活動の内容を示唆する支出では、取立式、特別救済金など特別の支出は、当月には見あたらぬ。支出を大別すると、共済関係と組織維持のための役員、書記手当にわかれる。諏訪鉱山の場合は、支部扱いで、支部への支払分であろう。

共済関係では、一番支出が大きいのは、香典で、一八件、一六六円、一件当り九円二銭であった。これは、全支出四〇〇円六〇銭(厳密には諏訪鉱山分を差し引いた三六一円)の四〇・九%(四六%)である。病氣見舞金は、六件、六六円、一件当り四円二銭である。支出の割合は一六・五%(二八%)である。

この二つの支出で全体の五七・四%である。その他の支出は、出産祝金、五件、一件当り一円、入宮祝儀金、一件一円、応召軍人及び家族慰問金、一件三円である。

以上共済金関係で二四二円であった。これは、六〇・四%(六七%)である。

その他の支出は、記念品が九五円、当番頭一九人分、一人当り五円である。これは、役員手当の一種である。また書記の手当が二〇円、交際所手当一一円は、これも役員の手当の一種であろう。こうしてみると、組織維持費が、全体で二二六円で、全支出の三一・五%(三五%)である。

第14表 友子の財政

(昭和19年10月分)

品 目	額	注			
(収入)					
事務所貯金内訳高	銭				
前月貯金繰越高	1,734.60				
9月分交際金	362.80				
右ノ内貯金下戻	200.00				
差引残高	1,897.40				
現金受入高					
前月箱元残金	145.90				
貯金下戻	200.00				
取立儀式追加祝儀金	200.00				
無所属交際金(26人分+1人25ヵ月分)	20.40				*会費40銭
合 計	565.40				
(支出)					
現金支出高		一 区	二 区	三 区	合 計
病氣見舞金(1人4円12銭)	66.00	2	9	5	16
出産祝儀金(1円)	5.00	2	1	2	5
入宮祝儀金	1.00		1		1
応召軍人餞別及家族慰問金	3.00		1		1
退山餞別	1.00		1		1
香典(9円22銭)	166.00	1	17		18
交際所手当	11.00				
書記手当	20.60				
記念品代(5円)	95.00				(当番頭19人分)
雑費	2.00				下決算座料
諏訪鉾山経費	39.60				(30.60の訂正)
合 計	400.60				(409.60)
差引箱元残金	164.80				

注 『永代記録簿』による。

以上の簡単な分析から明らかなのは、友子会計の支出が、共済費と組織維持費にかたよっているということである。すなわちここでは、箱元交際の費用、他山の立会い交際費とか、奉願帳への寄付、浪人・客人への交際給付費、餞別費などが計上されていない。そうした従来の友子の活動がここではすっかり陰をひそめしまったことを物語っている。

## おわりに

以上昭和期における日立鉱山の友子の実態をみてきたのであるが、前稿でみてきた昭和期における友子制度の一般的な実態にたいして、本稿は、日立鉱山の友子資料にもとづいてかなり詳しい実態が明らかになったと言えよう。

繰り返すまでもなく、日立鉱山の友子は、昭和期にあっても組織的には比較的充実し、また活動の面でもかなり活発に活動していた。しかし注意深く検討してみれば、組織の面では、会員数こそ大幅に維持し、形式的には自性を維持していたが、組織の質の点では、民主的かつ自主的な性格がうすれ、役員選挙に典型的にみられるように、老母集団を中心にした長老支配がみられた。とくに長老集団の頂点には、鉱業所の中間管理職である頭役などが位置し、友子組織の中で重要な役割を果し、友子を鉱業所の事実上の労務管理の末端機関たらしめていたのである。

日立鉱山の友子の活動も、昭和期にしては、かなり活発であったが、この点でも、友子本来の活動である鉱夫の技能養成の機能は大幅に失われ、取立制度は、単に友子の加入式となり、徒弟制度は単に集団の基礎をなす一対の親分子分の関係をつくるだけのものに風化してしまっていた。また共済活動は、維持されていたが、企業内共済制度の実施によって、友子の共済活動のウエイトは低下していった。特に奉願帳制度は、かつて持っていた全国的な性格は失われて、単なる企業内の特別な救済制度（労災制度）に変形していった。

特に日立鉱山の友子制度は、昭和一〇年代後半に急速に衰退傾向をみせたとはいえ、しかしなお戦時下に大日本

産業報国会に吸収されることなく、温交会が産業報国会に吸収されてしまうのにかかわらず、組織を維持し、活動を継続していたのである。

日立鉱山の友子制度のこうした根強さは、足尾銅山や別子銅山の場合とちがって、大正期の労働組合の攻勢後も従業員団体に統合されることなく、一応独立して友子本来の形を維持してきたことに関係があるように思われる。この点は、戦後の日立鉱山における友子の復活の理解にも直接かわる重要なポイントであるが、詳しくは、戦後の友子制度の検討に際して分析することにした。